

発議第 6 号

選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 7 月 13 日 提出

瀬戸内市議会議長 廣田 均 様

提出者 瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

賛成者 瀬戸内市議会議員 石原 芳高

（提案理由）

日本の夫婦同姓を強制する規定に対して、国連はこれまで 3 度の是正勧告を出している。夫婦同姓を義務づけている国は、世界でも日本だけである。

また、最近の世論調査では、「自分は同姓を望むが、別姓を選べるようにすることには賛成」など、選択できる自由を求める声は 7 割をこえている。

法制審議会では 1996 年に選択的夫婦別姓の導入を含む民法改正の要綱を答申しており、一日も早い国会の対応が求められる。

そのため、選択的夫婦別姓制度の法制化を求めるものである。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

2018年に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成、容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回りました。このうち、多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成、容認の割合は84.4%に上っています。夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけです。

法制審議会は1996年に選択的夫婦別姓制度の導入などを含む民法の一部改正を答申し、1999年に施行された男女共同参画社会基本法制定時にも、選択的夫婦別姓制度は中心的な政策課題とされました。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、3度にわたり民法改正の勧告をしています。この数十年で、世界各国では法改正がなされましたが、日本では全く進んでいない状況です。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められていません。女性の社会進出が進み、平均初婚年齢が30歳前後となっている現在では、婚姻前に個人の信用や実績を積んでいる場合が多く、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられている人が増えています。また、妻の姓に改姓した男性からも、社会的不利益を訴える訴訟が相次いでいることから、選択的夫婦別姓制度の導入は、男女どちらの利益にもかなうものであると言えます。選択的夫婦別姓制度は、夫婦の姓のあり方を「強制」ではなく「選択」としており、夫婦同姓を希望する人の権利を奪うものでもありません。

日本も多様性を認め合う社会へと進んでいるところであり、夫婦の姓の在り方についても見直す時期です。ついては、選択的夫婦別姓制度の法制化を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

岡山県瀬戸内市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様